

# 石狩市雇用調整助成金等申請費用補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内の事業主が雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の申請を行う際の、社会保険労務士等への申請依頼費用を補助することで、雇用の継続を支援します。

## 補助金額

1 事業者あたり 上限 **20万円**

注1 20万円に満たない場合はその額とし、千円未満の端数は切捨て。

注2 助成金の申請が複数回にわたる場合、社会保険労務士等へ支払った額の合計を対象とします。

注3 市外の事業所が含まれる場合は按分した額の支給となります。

## 対象者

『雇用調整助成金』または『緊急雇用安定助成金』の支給決定を受けた法人又は個人事業主で、次の全ての要件に該当するもの

- ① 助成金の支給申請に係る事業所が市内に所在すること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、上記助成金の支給決定を受けた事業主であること
- ③ 助成金の支給申請事務を社会保険労務士等に依頼し、費用を支払っていること

## 対象休業期間

令和2年4月1日～令和4年11月30日

※上記期間の休業手当に係る助成金について社会保険労務士等へ依頼し、支払ったものが対象

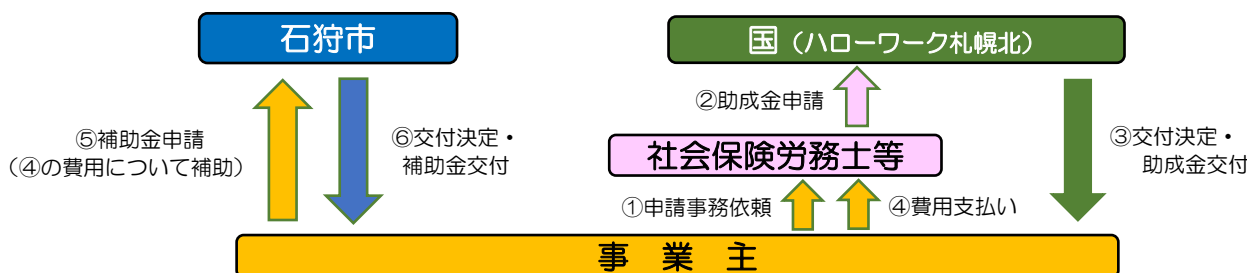
## 申請期間

令和2年7月1日（水）～令和5年2月28日（火）消印有効

※補助は予算の範囲内で交付するため、多くの申請を頂いた場合は受付期間を短縮する場合があります。

## 申請書類

- 申請書兼請求書（石狩市ホームページからダウンロードできます）
- 助成金の支給申請書及び支給決定通知書の写し
- 社会保険労務士等へ依頼した助成金支給申請事務に要した費用の領収書の写し
- 振込先通帳等の写し（振込先（カナ）の記載事項を確認できるページ）
- 市内外の事業所ごとに助成金の内訳がわかる書類



## 【申し込み・お問合せ先】

石狩市企画経済部商工労働観光課 TEL(0133)72-3166

↓ホームページ

